

次 第

○ 辞令交付式

○ 佐賀市行政不服審査会

1 開会

2 委員自己紹介

3 事務局紹介

4 会長の互選

5 会長挨拶

6 事務局説明

7 諮問事件の審議

(1) 前回の続き

ア 日常生活において不可欠であるという要件について

イ リフトンペーサーが特例補装具に当たるか否かについて

ウ 本件処分において、審査請求人の子（本件申請の対象者）がリフトンペーサーを必要とする事情が、真にやむを得ない事情に該当するとは認められないとの審査庁の判断について

エ その他

(2) 答申の内容について

(3) 次回審査会の日程について

8 閉会

令和2年度第1回佐賀市行政不服審査会

日 時 令和2年5月25日（月）10：00から

場 所 佐賀市役所 大財別館4階 4-1会議室

佐賀市行政不服審査会委員一覧

(令和2年5月17日から令和4年5月16日までの2年間)

委員氏名	所属等
いでら しゅういち 井寺 修一	弁護士
こだま ひろし 児玉 弘	佐賀大学 経済学部 准教授
ふるかわ ちづこ 古川 千津子	税理士

(50音順)

佐賀市行政不服審査会について

佐賀市行政不服審査会は、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき設置され、その役割は、佐賀市が行った処分等に対する審査請求についての裁決の客観性・公正性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、佐賀市の判断の妥当性を審査するものである。

1 行政不服審査会の所掌事務等について

(1) 所掌事務

市長からの諮問を受け、その際に提出される資料を基に調査審議を行い、市長に対して答申を行うもの

(2) 調査権限

諮問される事件については、すでに審理員により十分な審議が行われていることから、書面による調査審議が基本になる。

しかし、審査会が調査審議を進めていく過程で自ら調査する必要がある場合にそなえ、審査会には調査権限が付与されている。

ア 審査関係人（審査請求人、参加人及び審査庁）に対して、主張書面又は資料の提出を求めること。

イ 相当と認める者（参考人）に対して、その知っている事実の陳述を求めること、又は相当と認める者（鑑定人）に鑑定を求めること

ウ その他必要な調査を行うこと（関係行政機関に資料の作成及び提出を求めることなど）。

(3) 口頭意見陳述の機会等の付与

審査関係人が、審査会に対して、改めて主張・立証を行いたいと希望する場合には、口頭陳述や主張書面等の提出の機会を付与する必要がある。

2 行政不服審査会の組織等について

(1) 委員の資格（条例第3条第3項）

審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者

(2) 委員の定数（条例第3条第2項）

3人

※専門委員（条例第3条第6項から第9項まで）

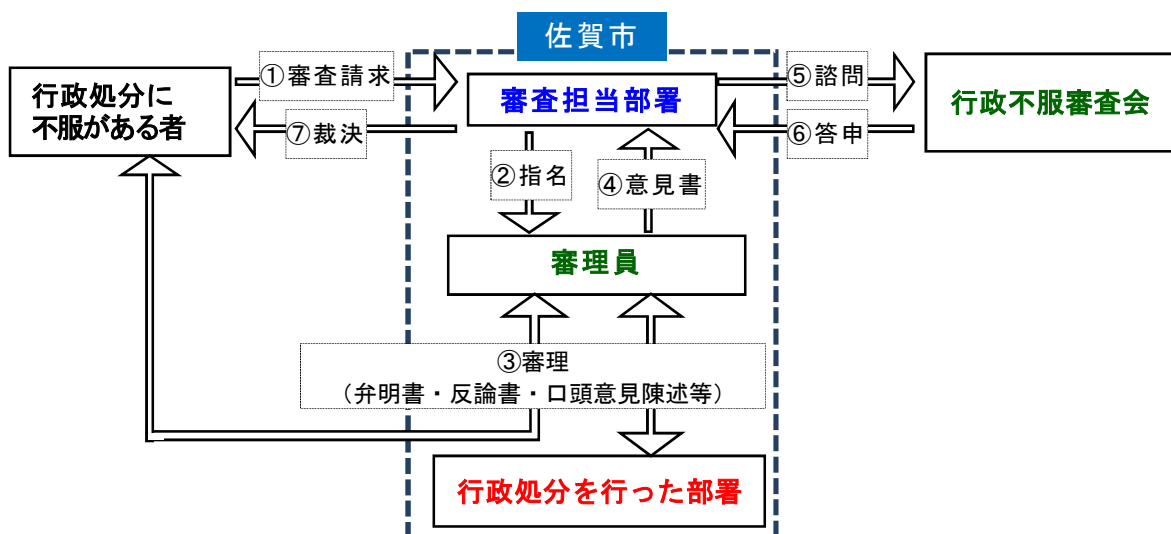
常任の委員（3名）とは別に、必要に応じて専門的な事項を調査させるため、臨時的に専門委員を置くことができる。

(3) 委員の任期（条例第3条第4項）

- 2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）
- (4) 守秘義務（条例第3条第5項）
職務上知り得た秘密を在任中に限らず退任後も漏らしてはならない。
- (5) 罰則（条例第5条）
守秘義務に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (6) 報酬（佐賀市報酬及び費用弁償支給条例第2条第1項第18号）
日額 5,630円
- (7) 会長（規則第2条）
- ・ 審査会には委員の互選により会長を置く。
 - ・ 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
 - ・ 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (8) 審査会の会議（規則第3条）
- ・ 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
 - ・ 審査会の会議は、全ての委員（専門委員を含む。）の出席がなければ、開くことができない。
 - ・ 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - ・ 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

3 不服申立ての流れ

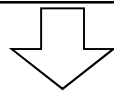
(1) 全体の流れ



(2) 諮問から答申までの流れ

諮問を受けてから答申を実施するまでの間、標準的な案件であれば、2回程度の会議を行う。

諮問の受付

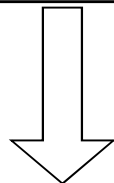


- 諮問書、第1回審議資料等の配付・概要説明（事務局⇒委員）

第1回審議

【主な審議事項】

- ・ 諮問資料等を踏まえた論点や答申の方向性等の検討・整理
- ・ 「審査関係人への主張書面等の求め」、「参考人への事実の陳述又は鑑定人への鑑定の求め」等の要否
- ・ 審査関係人から意見陳述の申立てがあった場合の諾否 など

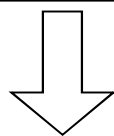


- 第1回審議の結果に基づく対応（事務局）
- 第1回審議結果等を踏まえた第2回審議資料の作成（事務局）
- 第2回審議資料等の配付・概要説明（事務局⇒委員）

第2回審議

【主な審議事項】

第1回審議後の対応結果等を踏まえて、答申の方向性を検討・整理し、これを決定する。



- 答申書の浄書（事務局）
- 答申書の決裁（事務局⇒委員）

答申の実施

- 答申書の公表（事務局）

※行政不服審査裁決・答申データベース（総務省）に掲載

○行政不服審査法（抜粋）

（平成二十六年六月十三日）

（法律第六十八号）

第百八十六回通常国会

第二次安倍内閣

第5章 行政不服審査会等

第1節 行政不服審査会

第1款 設置及び組織

第67条～第73条 略

第2款 審査会の調査審議の手続

（審査会の調査権限）

第74条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第75条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第76条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第77条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第74条の規定による調査をさせ、又は第75条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第78条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合におい

て、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(答申書の送付等)

第79条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第3款 雑則

第80条 略

第2節 地方公共団体に置かれる機関

第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。

3 前節第2款の規定は、前2項の機関について準用する。この場合において、第78条第4項及び第5項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第252条の7第1項の規定により共同設置する機関にあつては、同項の規約）で定める。

○佐賀市行政不服審査法施行条例

平成28年3月23日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用負担)

第2条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合その他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定により書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該書面若しくは当該書類の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、前項中「書面若しくは書類」とあるのは「主張書面若しくは資料」と、「当該書面若しくは当該書類」とあるのは「当該主張書面若しくは当該資料」と読み替えるものとする。

(佐賀市行政不服審査会)

第3条 法第81条第1項の規定に基づき、佐賀市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員3人をもって組織する。

3 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

8 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

9 第5項の規定は、専門委員について準用する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第5条 第3条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反し

て秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
- 2 佐賀市報酬及び費用弁償支給条例(平成17年佐賀市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第18号及び第19号を次のように改める。

(18) 行政不服審査会委員 日額 5,630円

(19) 削除

○佐賀市行政不服審査会規則

平成28年3月31日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市行政不服審査法施行条例（平成28年佐賀市条例第3号。以下「条例」という。）第3条に規定する佐賀市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、全ての委員（条例第3条第6項に規定する専門委員を含む。以下この条において同じ。）の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第4項の規定による除斥のため出席できない者があるときは、この限りでない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務部総務法制課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。